

令和3年9月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年9月10日(金) 午前 9時30分から 10時45分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里  
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔  
5番 時田 修治  
6番 佐野 孝則  
8番 笹古 時男  
9番 池野 保  
10番 新舟 進  
11番 長尾 忠  
15番 鈴木 恵一  
16番 安藤 公男  
18番 涌田 充尚  
19番 伊藤 博

4. 欠席委員

2番 小林 由朋  
3番 町田 玉江  
4番 荻田 丈仁  
13番 佐藤 正職  
14番 藤田 博史

5. 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛  
統括主幹 栗田 宗明  
主幹 野村 昌寛  
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め19番伊藤 博君、1番望月 稔君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。  
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第33号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第50号 取消願いの報告についてまでの、計7件を順に議題に供します。  
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第33号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。  
伝法地区24番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ伝法地区24番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は東名高速道路とJR身延線が交差するところのすぐ南東にあります。譲渡人は87歳と高齢であり、孫である譲受人が大学を卒業し、一緒に農業経営を行うことになったことから、土地を譲りたいとの申請です。世帯全体で農業経営を行っており、現地も田んぼとしてきれいに管理されていました。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区24番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
伝法地区24番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、大淵地区25番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区25番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

|         |   |
|---------|---|
| 委員(報告者) | 申請地は中野の交差点から主要地方道富士白糸滝公園線を北に進み、セブンイレブン富士市大淵八王子町店から300mほど進んだところの道沿いにあります。譲渡人は申請地に隣接する住宅に住んでいた方で、農地としての耕作は行っていなかったとのことです。譲受人の息子さん夫婦が隣接する宅地を購入し、農地として利用したいとのこと、購入資格のある譲受人が申請を行っております。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。  |
| 会長      | 次に、事務局から補足説明願います。   |
| 事務局     | 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。  |
| 会長      | 大淵地区25番についてご質問ございませんか。<br><br>(質問なし)<br><br>質疑ございませんので、裁決に移ります。<br>大淵地区25番についてご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)<br><br>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。   |
| 会長      | 次に、吉永地区26番について、事務局から説明願います。   |
| 事務局     | (事務局議案6ページ吉永地区26番 朗読)   |
| 会長      | それでは、担当委員より説明をお願いします。   |
| 委員(報告者) | 申請地は富士市中央消防署吉永分署の南側が花守町という集落になるのですが、その南側で、東海道新幹線より少し北側にあります。譲渡人は相続がまだ完了していないため相続人全員での申請となっており、譲受人はその内の一人のお子さんです。年齢が26歳と若く、富士宮市から通って耕作するのは大変ではないかと確認したところ、土日には配偶者も協力してくれること、近くに住む母親も忙しい時には協力してくれるとのことでした。登記地目は田ですが、畑に造成してあり、しばらくは畑として使われていたため、耕作には問題ないかと思っております。本人もやる気はあるようですので、問題ないかと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 会長      | 次に、事務局から補足説明願います。   |
| 事務局     | 本案件は、下限面積要件については富士宮市分とあわせることで満たす状況であります。富士宮市分につきましては、昨日開かれた富士宮市農業委員会において許可相当との結論になったとの連絡をいただいております。よって許可要件を全て満たすと考えます。  |
| 会長      | 吉永地区26番についてご質問ございませんか。<br><br>(質問なし)  |

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
吉永地区26番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、須津地区27番、28番は関連がありますので、一括審議します。事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ須津地区27番、28番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は須津地区27番が富士市中央消防署吉永分署から通称沼津線を東に進み、赤渕川を超えた先にある信号機を南に50mほど行ったところにあります。譲受人は定年退職をして時間ができたことから、近くに住むお兄さんと野菜作りを拡大したいと思って近くの農地を探したところ、高齢化に伴い規模縮小を考えている譲渡人と合意ができたため申請に至ったとのことです。現地はきれいに管理されており、特に問題ありませんでした。次に、須津地区28番ですが、東部土地改良区域にあり、富士市東部市民プラザから東に進み、赤渕川を越えて150mくらいのところから北に100mほど行ったところにあります。譲渡人、譲受人は同じ人で、水田として管理されていました。こちらでは自分で食べる分のお米を教えてもらいながら作りたいとのことでした。何ら問題ないかとおもいますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 須津地区27番、28番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
須津地区27番、28番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、須津地区29番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案7ページ須津地区29番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

|         |  |
|---------|--|
| 委員(報告者) | 申請地は岳南鉄道の岳南江尾駅から北東に500mから900mの東名高速道路と新東名高速道路の間に大きく分けて3カ所あります。譲渡人は相続財産管理人であり、財産の売却を希望しています。譲受人はお寺の住職もしている兼業農家で、申請地周辺でレモンの栽培を行っております。3カ所のうち南側は草が多少出ている程度ですが、真ん中は管理されていないお茶の木が2～3mの高さになっている耕作放棄地であり、北側は山林化している状態でした。譲受人から提出された耕作計画では、南側から順次伐採・抜根を行い、レモンの木を植えていくとのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 会長      | 次に、事務局から補足説明願います。  |
| 事務局     | 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。   |
| 会長      | 須津地区29番についてご質問ございませんか。<br><br>(質問なし)<br><br>質疑ございませんので、裁決に移ります。<br>須津地区29番についてご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)<br><br>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。  |
| 会長      | 次に、継続案件、大淵地区21番について、事務局から説明願います。   |
| 事務局     | (事務局議案8ページ大淵地区21番 朗読)  |
| 会長      | 大淵地区21番についてご意見等ございませんか。  |
| 委員(意見者) | この前現地を確認した際は、雑草の処理はされていましたが、ブルーベリーの木はあまり元気が無いようでした。収穫は来年できるかどうか不明で、できたとしても少しではないかと思えます。夏場に比べれば雑草等の管理はできているかと思えます。  |
| 事務局     | ソーラーパネルの設置者が大きな会社に代わり、そちらから静岡県内の下部農地についてきちんと耕作していくように厳しく注意したとのことでした。   |
| 会長      | もう少し経過を見ていくというのはいかかでしょうか。  |
| 委員(意見者) | ここ数年経過を見てきていますが、未だに満足できる営農の状態になっていないというのは残念です。ソーラーシェアリングを頭から否定する気はありませんが、それなりの営農をしてもらわなければならないと思います。農業委員会でしっかり営農するように伝えても今のような状況ですので、発電事業者からの指導というものがどれほど効果があるのか分からないと思います。  |

|         |   |
|---------|---|
| 会長      | <p>当初の許可申請の際、本人を農業委員会の場に呼んであれだけ議論し、きちんとやっていただく前提で許可をしたにも関わらず、あちこちで基準に到達していないというのであれば、あのときの議論は何だったのかという思いになり、新たな許可を出すことについて考えてしまうのは当然だと思います。</p>   |
| 委員(意見者) | <p>作物は果樹であり、すぐに収穫が見込めないものであるため、単純な収穫量での判断は難しいかもしれませんが、1年くらいきちんと農作業を行っているかどうかを見ていくということはどうでしょうか。</p>   |
| 委員(意見者) | <p>植えられている木の大きさから考えると、収穫ができるようになるまで、3年くらいかかるのではないのでしょうか。</p>  |
| 会長      | <p>生育状況が十分でない現状から考えると、収穫がしっかりできるようになるまで保留するというのはいかがでしょうか。</p>   |
| 事務局     | <p>今回の申請は、以前の許可で使用貸借であったものを、賃貸借で再度申請したものととなります。使用貸借の権利は残ったままであり、耕作管理については変わらないため、許可保留としても状況はあまり変わらないと思われます。上の太陽光発電部分については、先月の委員会において新しい事業者での許可がされており、その事業者には、現状では求められている基準に達していないことを事務局から伝えております。下部の農地についてきちんと営農することについてかなり強い契約で規定しているとのことですので、今後はしっかりやっていただければいいかと思っております。</p> |
| 委員(意見者) | <p>使用貸借から賃貸借に切り替えるだけであれば、許可して問題ないのではないのでしょうか。</p>   |
| 委員(意見者) | <p>営農型太陽光発電事業については、申請時に計画を提出し、許可後に毎年の収穫量などの報告を行って、計画通りに実行されない場合には、ソーラーパネルの撤去ということになっているかと思いますが、耕作者と発電事業者が異なる場合でも、発電事業者パネルの撤去を求めることができるのでしょうか。</p>   |
| 事務局     | <p>農業委員会の指導に従わないなど、いくつかの要件に該当した場合同じでするので、計画が実行できなければ即撤去とまではなりません、太陽光発電事業者もそこは承知で申請しているかと思っております。</p>  |
| 会長      | <p>農業委員会としては、農地としてきちんと耕作されているかどうかをしっかりと見極めた上で判断をしていく必要があるかと思っておりますので、継続審議といたしますがよろしいでしょうか。</p>  |
|         | <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、継続審議と致します。<br/>     以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 会長      | 次に、議案9ページの議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。<br>鷹岡地区27番について、事務局から説明願います。  |
| 事務局     | (事務局議案9ページ鷹岡地区27番 朗読)   |
| 会長      | それでは、担当委員より説明をお願いします。   |
| 委員(報告者) | 申請地は主要地方道一色久沢線を市立鷹岡中学校から北に300mほど進むと、凡夫川に橋が2か所かかっているのですが、南側にある下榎沢橋から東に100mほどのところにあります。申請地は昭和54年に物置の敷地とするために農地法第4条の許可を受けましたが、建物を建てることなくそのままとなっています。譲受人は水道設備事業を行う法人で、申請地のすぐ南側に事務所があります。資材置場として使用したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地は、北側から南側にかけて勾配があり、普通の雨であれば道路沿いにある排水溝で対応できると思いますが、近年増えてきた大雨となったときには、道路をこえて南側にある農地に影響が出る心配がありましたので、そういった場合にはきちんと対応していただくようお願いしました。その他については問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。 |
| 会長      | 次に、事務局から補足説明願います。   |
| 事務局     | 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。  |
| 会長      | 鷹岡地区27番についてご質問ございませんか。<br><br>(質問なし)<br><br>質疑ございませんので、裁決に移ります。<br>鷹岡地区27番についてご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)<br><br>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。   |
| 会長      | 次に大淵地区28番について、事務局から説明願います。  |
| 事務局     | (事務局議案9ページ大淵28番 朗読)   |
| 会長      | それでは、担当委員より説明をお願いします。   |
| 委員(報告者) | 申請地は中野の交差点から西に800mほどのところにある信号機のある交差点を、北に300mほど行ったところの東側にあります。譲渡人は高齢となり、農業後継者もないことから耕作が難しくなったため、管理をお願いしているとのことです。譲受人は電気工事業の法人で、事業拡大に伴い、申請地を借りて資材置場にしたとのことです。現地を確認したところ、きれいに管理された茶畑でした。一体の農地としては4,000平方メートルを超えていると思いますが、今回は住宅に隣接した北側にある1筆の転用となります。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。  |
| 会長      | 次に、事務局から補足説明願います。   |

|         |   |
|---------|---|
| 事務局     | 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。  |
| 会長      | 大洲地区28番についてご質問ございませんか。<br><br>(質問なし)<br><br>質疑ございませんので、裁決に移ります。<br>大洲地区28番についてご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)<br><br>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。   |
| 会長      | 次に原田地区29番について、事務局から説明願います。  |
| 事務局     | (事務局議案9ページ原田29番 朗読)   |
| 会長      | それでは、担当委員より説明をお願いします。   |
| 委員(報告者) | 申請地は実円寺西古墳のすぐ西にあります。譲受人は工事関係の法人で、本社は焼津市ですが、東部地区でも事業を展開しています。市内に資材置場を借りていたのですが、契約解除となり資材置場がなくなったことから新しい資材置場を探したところ、今回の申請地が適当であるとして申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、雑木・雑草が生えてしまっている状況でした。道路より少し高くなっていますが、整地して道路と同じ高さにするとのこと。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 会長      | 次に、事務局から補足説明願います。   |
| 事務局     | 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。  |
| 会長      | 原田地区29番についてご質問ございませんか。<br><br>(質問なし)<br><br>質疑ございませんので、裁決に移ります。<br>原田地区29番についてご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)<br><br>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。   |
| 会長      | 次に継続審議案件、大洲地区26番について、事務局から説明願います。   |
| 事務局     | (事務局議案10ページ大洲26番 朗読)  |
| 会長      | それでは、事務局より説明をお願いします。  |

|         |  |
|---------|--|
| 事務局     | 8月20日に行われる地元説明会の様子を見て審議を行う予定で継続審議となった案件ですが、緊急事態宣言が出ていることを理由に地元町内会が出席を断っていることから、前回と何も変わっていない状況となります。地元農業委員さんには何か話が来ているのでしょうか。   |
| 委員(意見者) | 特に何も聞いておりません。現地を見たときには畑が荒れた状態になっているという印象でした。   |
| 会長      | 大洲地区26番についてご意見等ございませんか。  |
| 委員(意見者) | 地元説明会が開かれておらず、状況が変わっていないのであれば、引き続き継続審議でいいのではないのでしょうか。  |
| 会長      | 他にご意見等ございませんか。<br><br>(質問なし)<br><br>質疑ございませんので、裁決に移ります。<br>大洲地区26番については継続審議といたしますがご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)<br><br>ご異議がないようですので、継続審議と致します。<br>以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。                               |
| 会長      | 次に、議案11ページの議第35号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。<br>大洲地区17番について、事務局から説明願います。  |
| 事務局     | (事務局議案11ページ大洲地区17番 朗読)   |
| 会長      | それでは、担当委員より説明をお願いします。  |
| 委員(報告者) | 申請地は中野の交差点を西に800mほど進み、信号機のある交差点を北に300mほど進んだところにある丁字路を奥に入ったところにあります。今年4月に審議を行った農地法第5条大洲地区8番のすぐ北西です。申請者は申請地のすぐ北側に居住している方で、昭和5年頃から申請地西側の住宅への進入路として使用していたとのこと。隣接地に農地は残っておらず影響はありません。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 会長      | 大洲地区17番についてご質問ございませんか。<br><br>(質問なし)<br><br>質疑ございませんので、裁決に移ります。<br>大洲地区17番についてご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)  |

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。  
以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。

会長 次に、議案別紙の議第36号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。  
事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案別紙 朗読)

会長 事務局からの説明が終わりました。  
このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。  
以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長 次に議案12ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案12ページをご覧ください。  
報第47号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について(買受適格証明発行済分)についてですが、これは7月の委員会でご審議いただきました、競売に参加するための買受適格証明を発行した者に関する事です。8月13日に競売が実施され、落札者より申請がありましたので、許可証を速やかに発行したことをご報告いたします。件数1件。  
次に議案13ページをご覧ください。  
報第48号農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数3件。  
次に議案14ページをご覧ください。  
報第49号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。  
次に議案15ページをご覧ください。  
報第50号 取消願いの報告についてですが、これは事業が中止になったことによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数2件。  
今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年9月10日

農業委員会会長

---

同委員

---

同委員

---